

## ◆往査した水道事業及び工業用水道事業の監査結果及び意見

企業局は、地方公営企業として、住民生活や地域産業の基盤となるインフラ等を、独立採算を基本として経営する組織であり、電気、工業用水道、水道（県営水道）、団地造成及び施設管理の各事業を実施している。

企業局の組織は、企業管理者・企業局長の下、総務課、経営戦略課、発電課、団地課、水道課等で構成され、当監査対象としている水道課には地域機関として、県央第一水道事務所、県央第二水道事務所、渋川工業用水道事務所、東毛工業用水道事務所及び水質管理センターが置かれている。本監査では、当該地域機関4事務所、1センターを対象に組織体制、業務運営及び資産管理等の観点から検証を行うものである。

### 1. 県央第一水道事務所

#### (1) 県央第一水道事務所の概要

県央第一水道事務所は、企業局が設置する県営水道（県央第一水道）の拠点であり、北群馬郡榛東村に所在する浄水場である。群馬用水榛名幹線から取水した原水を浄水処理し、県央地域の2市1町1村（前橋市・高崎市・吉岡町・榛東村）に対して、1日最大16万 $\text{m}^3$ の水道用水を供給する能力を有する。

本事務所が担う県央第一水道は、昭和53年に策定された「県央地域広域的な水道整備計画」に基づき、地下水依存から表流水への転換と、地下水位低下や地盤沈下の防止を図ることを目的として整備されたものである。市町村ごとに水源開発・浄水施設を整備するのではなく、県が一括して浄水処理を行い県央地域へ送水することで、効率的かつ安定的な水道用水の供給体制を確保している。

組織は管理係・浄水係・建設系の3係で構成され、管理係が水道施設（土木）の保守管理や庶務、浄水係が電気・機械設備の保守管理、浄水場の運転操作及び水質管理、建設係が水道施設に関する建設工事の計画・調査・設計及び施工をそれぞれ担当している。

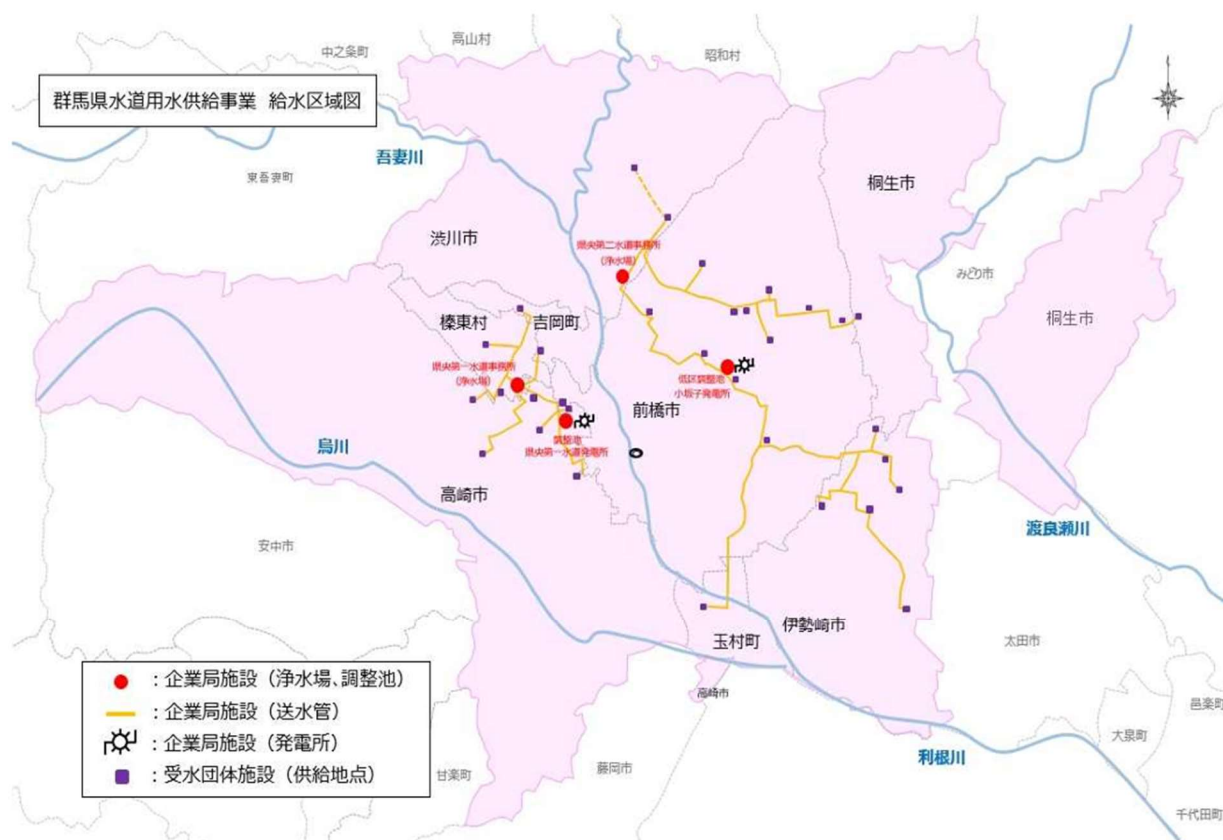
県央第一水道事務所の基本情報は以下の表のとおりとなる。また、県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所の給水区域は以下の図のとおりである。

#### 【県央第一水道事務所の主な基礎情報】

項目	内容
所在地	〒370-3504 北群馬郡榛東村大字広馬場 411-1
所管事業	群馬県水道事業（県央第一水道）
供給区域	前橋市・高崎市・吉岡町・榛東村（2市1町1村）
最大給水能力	160,000 $\text{m}^3$ /日（1日最大）
水源	群馬用水榛名幹線からの取水（利根川表流水）
料金単価（県営水道）	50円/ $\text{m}^3$ （水道用水供給事業料金）
主な組織	管理係、浄水係、建設係

## 【水道事業の給水区域図】

(企業局作成の「群馬県水道用水供給事業 給水区域図」を引用・掲載する。)



前掲図であるが、本節は単独で読めるよう再掲した。

## (2) 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリングを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

### (3) 監査結果（指摘又は意見）

#### ① 浄水場更新工事に係る資産の償却開始時期について（指摘3）

県央第一水道事務所において既に完成・稼働している2系浄水処理施設更新工事において、主要な施設本体は既に完成し、稼働を開始している一方で、付帯的な工事の完了時点をもって、全体を一体の固定資産として取得処理が行われている状況が検出された。

その結果、固定資産台帳上の取得日及び減価償却の開始時期が、実際の使用開始時点よりも後ろ倒しとなっていることから、本来は、固定資産は使用開始時点から減価償却を開始すべきであったと考える。

今後、上記の2系浄水処理施設と同様のようなケースが発生する場合、すなわち、浄水場本体など、独立して引き渡しが行われ、その部分で独立して使用が可能であり、実際に事業の用に供されているようなケースが発生する場合には、当該部分について、使用開始時点をもって固定資産として取得処理を行い、減価償却を開始する取扱いとする必要があると考える。

#### (現状及び問題点)

県央第一水道は、昭和58年に運用を開始した浄水場であり、運用開始から40年以上が経過している。また、施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加といった課題に加え、近年の社会的ニーズの高度化により、より高い水準での水道水の安定供給が求められている。このため、平成14年度に策定された「県央第一水道設備更新・設備改良基本計画」に基づき、段階的な改築・更新事業が進められている。

従来、県央第一水道の浄水処理施設は1系・2系の2系列構成であったが、更新工事期間中における供給の安定性を確保するため、予備力として3系浄水処理施設（平成30年度完成）及び3号浄水池（令和2年度完成）が新たに整備された。

これにより、令和2年度以降、2系、1系の順に既存浄水処理施設の更新工事に着手しており、現在は1系浄水処理施設の更新工事が進行中である。

2系及び1系浄水処理施設の更新工事スケジュールは以下のとおりである。

#### (2系浄水処理施設更新工事)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2系1列 浄水処理施設更新	11月開始	3月完成	
2系2列 浄水処理施設更新		10月開始	3月完成

#### (1系浄水処理施設更新工事)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1系1列 浄水処理施設更新		9月開始	3月完成予定	
1系2列 浄水処理施設更新	11月開始	3月完成予定		場内整備

今回の監査において、上記のうち既に完成・稼働済みの2系浄水処理施設更新工事の契約内容と固定資産の台帳登録の状況を確認した。

工事の契約内容及びそれぞれの工事の竣工・検査年月日は以下のとおりである。

(2系浄水処理施設更新工事の内訳)

	工事名	工期	契約金額 (税抜：千円)	竣工 年月日	検査 年月日
①	浄水処理施設更新改良工事	R2.11.17~ R5.3.17	298,260	R5.1.25	R5.2.2
②	浄水処理施設電気設備更新 外工事	R2.9.17~ R5.3.17	171,240	R5.3.13	R5.3.22
③	浄水処理施設機械設備更新 外工事	R2.9.17~ R5.3.17	2,060,340	R5.3.10	R5.3.23
④	浄水処理施設監視制御設備 改修工事	R2.10.1~ R5.3.17	87,670	R5.2.3	R5.2.16
⑤	浄水処理施設フロック形成 池外塗装工事	R3.1.29~ R3.7.30	32,770	R3.7.30	R3.8.10
⑥	2列フロック形成池外防食 工事	R4.1.14~ R4.8.19	55,590	R4.8.1	R4.8.9
⑦	浄水処理施設ジョイント部 改修工事	R4.9.8~ R5.2.20	13,850	R5.1.30	R5.2.9
⑧	浄水処理施設付帯設備更新 外工事	R5.10.5~ R6.3.15	70,350	R6.3.8	R6.3.19

上記の工事について状況を聴取したところ、⑧の工事は主に浄水場内の手すりや階段を整備する工事であり、浄水場自体は上記のスケジュール表のとおり令和4年度中（令和5年3月）には完成し、稼働を開始しているとのことである。

一方、固定資産の台帳については、①~⑧全体をまとめて、⑧の検査年月日である令和6年3月19日が取得日として登録され、令和6年度の期首より償却を開始している。

このように、当該更新工事のうち、浄水場本体は令和4年度中に完成し、既に稼働を開始しているにもかかわらず、固定資産台帳上は、付帯的な工事である⑧の完了時点をもって一体の資産として取得処理が行われ、償却開始時期が令和6年度まで繰り延べられている状況となっている。

本来、使用開始された資産については、その使用開始時点から減価償却を開始すべきであり、上記の処理は、既に使用に供され、実際に事業の用に供されている資産について、償却費が計上されない期間が生じることとなり、資産の利用実態と会計処理との間に乖離を生じさせる点で問題があると考えらる。

なお、企業局の実施している各事業における会計においては、当年度の期中に取得した資産については、期中の取得月の如何に関わらず、地方公営企業法施行規則第15条第1項及

び第5項に基づき、翌年度の期首から減価償却を開始するという方針を採用している。

(地方公営企業法施行規則)

(第15条第1項)

償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（この項及び第四項において「法定耐用年数」という。）（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。）に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

(第15条第5項)

各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

上記条文の文言はやや解釈が難解であるが、第1項においては、減価償却費は「当該事業年度開始時ににおける帳簿価額」に償却率を乗じて算定することとされている。一方、第5項では、固定資産について、使用を開始した月又はその翌月から減価償却を行うことを妨げない旨が規定されている。

逆にいえば、第1項の規定は、事業年度の期首時点において帳簿価額として台帳に計上されていない固定資産、すなわち期中に取得又は使用開始された資産については、同項に基づく償却率を乗じる算定の対象とはならないものと解釈することができる。

したがって、本規則においては、固定資産の減価償却は原則として翌事業年度から開始することとしつつ、例外的に、使用開始月又はその翌月からの月割償却を認めると解することが可能であると考えられる。

企業局においても、上記の基準の解釈を前提に、従来、固定資産の取得年度において月割償却を行っていた会計処理について、令和5年度決算から、翌事業年度から減価償却を開始する取扱いへと変更している。

当該取扱いの変更は、固定資産の使用開始時点と費用配分との対応関係をより厳密に捉えるという意味では、会計処理の適正性の観点から後退した感がある。

しかしながら、上記の変更は、予算策定時に想定していなかった固定資産の取得が期中に

行われた場合に、これを取得年度から月割償却すると、当初予算や補正予算との乖離が生じ、予算統制の運用上、混乱を招くおそれがあることから、予算管理の安定性を優先して当該取扱いへ変更したもののことである。

上記を踏まえると、企業局で採用している当該会計処理方針は、減価償却の開始時期に関する一定の選択幅が認められる中で、関係する会計基準の趣旨に準拠した取扱いであり、実務上、容認し得るものと判断される。

このように、期中取得資産の償却は翌事業年度から償却が開始するため、前述した償却開始時期の遅延が問題となるのは、使用開始時点と償却開始時点（正確に言えば、償却開始年度の前事業年度の末日）の間に決算期末日を挟むケースである。

今回の工事契約で言えば、前述の①～⑦の工事は令和5年3月までに竣工・検査され稼働が開始しているものの、令和6年4月1日から償却が開始されているため、償却開始時期の遅延が問題となるケースに該当することとなる。

### （改善策）

今後、上記の2系浄水処理施設と同様のようなケースが発生する場合、すなわち、浄水場本体など、独立して引き渡しが行われ、その部分の使用が可能であり、実際に事業の用に供されているようなケースにおいては、当該部分については、使用開始時点をもって固定資産として取得処理を行い、減価償却を開始する取扱いとする必要があると考える。

なお、今回の更新工事においてこのような処理が行われなかった背景としては、更新工事に係る総係費（当該更新工事に従事する水道事務所職員の人件費や旅費等）の問題があるとのことである。総係費については、付帯工事等も含めて事業全体が完了するまでその総額が確定しないため、工事費が確定した後に、総係費を当該事業に属する各工事へ配分する手順が採られており、その結果、事業全体が完了する前に個々の資産の取得処理を行うことが困難であったとの説明を受けた。

事業単位ではなく、独立して稼働開始した工事単位で償却を開始するためには、この総係費の問題に対応することが必要となる。

これには、例えば、以下のような対応が考えられ、実務的な実行可能性や金銭的影響の重要性等を勘案し、対応方法を検討することが求められる。

- ・ 総係費について事業全体に係る暫定的な見積額に基づく配分を行い、独立して使用を開始した工事単位ごとに、使用開始時点で固定資産として取得処理及び減価償却を開始する方法が考えられる。

この場合、事業全体の完了後に総係費の実績額が確定した時点で、見積額との差額について取得原価の修正や後加算処理、あるいは直接損益に計上するなど、差額の内容に従って調整を行うことが考えられる。

- ・ 総係費の管理単位そのものを見直し、工事単位でも把握できるよう、管理手法や内部

ルールを整備する方法も一案である。これにより、独立して稼働可能な施設については、より実態に即した形で取得原価を算定し、減価償却を開始することが可能となる。

以上の記載内容については、一つの契約を固定資産の取得・償却開始時期を決定する最小の単位とすることを前提としていたが、一つの契約の中に物理的、機能的に独立して使用開始している部分がある場合には、別個の独立した資産として取得日及び償却開始時を決定する必要が出てくるケースもある。

今回検討の対象とした2系浄水処理施設更新工事については、先のスケジュール表に示したとおり、契約は1本であるが2系の中が1列と2列に分かれており、それぞれ工事期間が異なっている。この場合、1列、2列をそれぞれ別個のものとして、取得日及び償却開始時期を決定すべきかどうかの問題となる。

ここで、以下に県央第一水道事務所の浄水処理の流れに沿って設備の内容を簡単に説明する。

取水口から取り込まれた原水は、一旦、原水調整池に入り、そこで比較的大きな不純物を落とした後、各系列の浄水処理施設に送られる。

各系列の浄水処理施設においては、主に上流（取水側）から下流（送水側）まで以下のような施設を通して浄水処理が行われている。

① 導水管

水を各系列の浄水施設に取り込む部分

② 混和池

次工程のフロック形成を確実に進ませるための薬品を均一に混ぜるための槽

③ フロック形成池

薬品（凝集剤）を加え、水中に分散している細かい濁質を集まりやすい大きな粒（フロック）にする槽

④ 沈澱池

フロックを沈めて上澄みを取り出し、濁り物質を除去するための槽

⑤ ろ過池

沈澱池で取り切れなかった微細な粒子を、砂層などのろ材で物理的に除去するための槽

⑥ 浄水池

管路を通じて各受水市町村へ送水するため、処理済みの浄水を貯めておく槽

上記のうち、①導水管、②混和池は、1系・2系及び3系のそれぞれに1つずつ設置されているが、③から⑤までの工程については、各系列内に1列及び2列の二つの独立した処理

ラインが配置されている。

今回検討対象とした2系浄水処理施設更新工事は、上記①～⑤の管路と槽及びこれらに関連する機械設備、電気設備、土木施設等の更新を対象としている。当該工事は、各列に共通する部分である①及び②の工事を除き、列ごとに更新が実施されており、各列について更新工事が完了したのから順次稼働が開始されている。

先の2系浄水処理施設更新工事のスケジュール表に基づけば、2系1列の更新工事は令和3年度（令和4年3月）に一旦完成している。その後、①及び②の共通部分の工事が実施される2系2列の工事が完了する直前の数か月間を除き、2系1列部分は令和4年度から稼働を開始している状況にある。

この点について担当者に見解を聴取したところ、2系1列部分は令和4年度に稼働を開始しているものの、工事業者からの正式な引渡しは受けておらず、稼働しながら業者側が試運転・調整を行っている期間である旨の説明を受けた。

当該説明には一定の合理性があると考えられるものの、今後、類似の事例が生じる場合には、設備としての物理的・機能的な独立性の他、工事契約における履行義務の範囲並びに危険負担の定め等を総合的に勘案し、契約区分の更なる分割を含め、取得時期及び償却開始時期が資産の使用実態と整合するよう、慎重に検討することが望まれる。

## ② 固定資産の除却処理について（意見17）

車両運搬具及び工具器具備品の固定資産の現物実査を年1回実施しているが、現物実査の結果を契機として除却処理が行われている物件が見られる。

これらについては、実際の廃棄又は使用不能となった時点で適時に除却処理が行われていなかった可能性がある。

固定資産の除却は、当該資産が使用不能又は廃棄された時点で適時に行われることが望ましく、現物実査はその妥当性を確認するための補完的な手続と位置付けるべきであると考えられる。

そのため、資産が実際に廃棄又は使用不能となった時点で、利用現場から管理部門へ速やかに報告が行われ、その都度、適時に除却処理が行われる仕組みを構築する必要がある。例えば、現場職員に対し、除却対象となる事象や報告手続について周知・徹底を図るとともに、簡易な報告様式の整備等により、報告しやすい環境を整えることが有効であると考えられる。

### （現状及び問題点）

県央第一水道事務所においては、車両運搬具及び工具器具備品を対象として、年1回の固定資産現物実査を実施している。現物実査は、例年9月の報告に間に合うよう、6月頃から複数日に分けて実施されている。

現物実査の結果、現物が「無」と判断された資産については、当該実査結果に基づき除却処理が行われているが、令和6年7月報告分において除却処理された3件はいずれも令和6

年7月1日付で一括して除却処理されていた。これは、現物実査の手続の中で現物が存在しないことが確認されたため、それに基づき除却処理を行ったものと考えられるが、当該資産が実際に使用不能又は廃棄された時期と除却処理の時期との間に乖離が生じている可能性がある。

固定資産の除却は、本来、資産が廃棄又は使用不能となった時点で適時に行われるべきものであり、年1回の現物実査によって初めて除却処理が行われることとなった場合、除却処理の時期が実態と乖離し、決算報告書において各事業年度の損益や資産額が適切に表示されない可能性がある。現物実査はあくまでモニタリング手続であり、一次的には除却の事実を基に会計上の除却処理が行われることが望ましい。

なお、更新工事に伴う既存資産の除却については、新規資産の取得と同時に除却処理が行われるケースが多いため、除却時に処理も同時に行われる一方で、日常的な使用の中で発生する破損、老朽化、紛失等については、除却処理が適時に行われない可能性があるとの説明を受けた。

#### **(改善策)**

固定資産管理の適正性を確保する観点から、除却処理については、年1回の現物確認結果に依拠するのではなく、資産が実際に廃棄又は使用不能となった時点で、利用現場から管理部門へ速やかに報告が行われ、その都度、適時に除却処理が行われる仕組みを構築する必要がある。

そのため、現場職員に対し、除却対象となる事象や報告手続について周知・徹底を図るとともに、簡易な報告様式の整備等により、報告しやすい環境を整えることが有効であると考えられる。

## 2. 県央第二水道事務所

### (1) 県央第二水道事務所の概要

県央第二水道事務所は、企業局が設置する県営水道（県央第二水道）の拠点であり、群馬県渋川市北橋町箱田に所在する浄水場である。群馬用水赤城幹線から取水した原水を浄水処理し、県央地域の4市1町（前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市及び玉村町）に対して、1日最大14万6千m<sup>3</sup>の水道用水を供給する計画で平成10年に供給開始した。

県央第二水道は、昭和53年に策定された「県央地域広域的水道整備計画」のもとで、県央第一水道に続く県央地域で2か所目の浄水場として整備されたものである。限られた地下水資源を保全しつつ、県内でも特に水需要の多い県央地域の市町村に対し、地下水から表流水（利根川水系の河川水）への水源転換を進めることを目的としており、県が一括して浄水処理を行い広域的に送水することで、効率的かつ安定的な水道用水の供給体制を確保している。

組織は管理係及び浄水係の2係から構成され、管理係が水道施設（土木）の保守管理や庶務、浄水係が水道施設（電気機械）の保守管理、浄水場の運転操作及び水質管理をそれぞれ担当している。

#### 【県央第二水道事務所の主な基礎情報】

項目	内容
所在地	〒377-0053 渋川市北橋町箱田 821
所管事業	群馬県水道事業（県央第二水道）
供給区域	前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市及び玉村町（4市1町）
最大給水能力	計画値 146,000m <sup>3</sup> /日（1日最大） ※現給水能力 93,250 m <sup>3</sup> /日（1日最大）
水源	群馬用水赤城幹線からの取水（利根川表流水）
料金単価（県営水道）	80 円/m <sup>3</sup> （水道用水供給事業料金：令和5年4月1日現在）
主な組織	管理係、浄水係

#### 【県央第二水道事業の給水区域図】

県央第二水道事務所の給水区域及び送水系統の概要は、県央第一水道事務所の概要に記載のとおりであり、前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市及び玉村町に対し、企業局が設置する浄水場から送水管を通じて県央地域へ広域的に水道用水が供給されている。

### (2) 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリングを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

### **(3) 監査結果（指摘又は意見）**

県央第二水道事務所に係る検出事項は、企業局本局及び県央第一水道事務所において把握した内容と重複するものが多いことから、当該事務所に固有の指摘・意見として特記すべき事項は認められなかった。

### 3. 水質管理センター

#### (1) 水質管理センターの概要

水質管理センターは、企業局が実施する水道事業及び工業用水道事業に共通する水質検査・試験業務を一元的に担う組織であり、県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所の2浄水場に関する高度な水質検査のほか、水道水源である利根川水系等の環境調査、水質事故発生時の対応などを行う、水質管理の中核機関として位置付けられている。

センターでは、原水・浄水・送水及び供給地点における水質検査を集中的に実施し、水道法に基づく水質基準項目や、健康項目・農薬類・微生物等に関する試験を通じて、水質基準への適合状況を確認している。また、水道事業に関しては、県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所の送水・各給水地点の水質検査結果を年報として取りまとめ、公表している。

水源となる河川については、利根川本川を中心に、上流ダムの放流や降雨・融雪等に伴う水質変動を把握するための環境調査を実施しており、高濁水や藻類増殖などの水質変化が浄水処理に与える影響を評価している。また、水道水源において油流出等の水質事故が発生した場合には、現地での採水・臨時検査を行うとともに、関係機関と連携して原因把握や対応方針の検討を行うなど、危機管理上の役割も担っている。

こうした業務を適切に実施するため、水質管理センターでは、水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）に基づく品質マネジメント体制を整備し、検査結果の精度管理や手順書の整備、人材育成等を通じて、水質検査の信頼性確保に努めている。

本監査においては、水質管理センターについて、県央第一水道事務所・県央第二水道事務所及び渋川工業用水道事務所・東毛工業用水道事務所の水質管理を横断的に支える部門として位置付け、担当職員から、水質検査体制や業務量の推移、水質 GLP の運用状況、技術継承や人員体制に関する課題等についてヒアリングを行った。

#### 【水質管理センターの主な業務と対象事業】

区分	主な業務内容	主な対象事業・施設
水道事業に係る水質検査	県央第一水道事務所・県央第二水道事務所の原水・浄水・送水・供給地点の水質検査、農薬類・微生物等の試験、水質年報の作成・公表	県央第一水道事務所 県央第二水道事務所
工業用水道事業に係る水質検査	工業用水の水質検査及び必要な試験の実施、供給水質のモニタリング	渋川工業用水道事務所 東毛工業用水道事務所
水道水源の環境調査	利根川水系等の原水・水源環境調査（濁度・pH・藻類等）、上流ダム放流や降雨時の水質変動の把握	利根川水系の水道水源、関連河川・水域

水質事故時の対応	水質汚濁事故発生時の現地調査・臨時検査、関係機関との連絡調整、結果に基づく応急対策の検討	県営水道の取水地点・送水系統、市町村水道との連携
品質管理・技術継承	水道 GLP に基づく検査精度管理、手順書整備、職員研修・技術継承の推進	水質管理センター全体 企業局水道事業・工水事業

## (2) 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリングを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

## (3) 監査結果（指摘又は意見）

企業局本庁及び県央第一水道事務所において把握した内容と重複するものが多いことから、当該センターに固有の指摘・意見として特記すべき事項は認められなかった。

## 4. 渋川工業用水道事務所

### (1) 渋川工業用水道事務所の概要

渋川工業用水道事務所は、企業局が実施する工業用水道事業（渋川工業用水道）の拠点であり、群馬県渋川市白井に所在する浄水場である。利根川右岸から取水した表流水を水源として浄水処理を行い、渋川市・前橋市・高崎市等の県中央部を中心とした工場や企業に対し、1日最大12万m<sup>3</sup>の工業用水を供給する能力を有する。

渋川工業用水道は、利根川右岸に広がる工業地帯において、製造工程で大量に必要とされる冷却水や洗浄水等を安定的かつ低廉に供給することを目的として整備されたものであり、昭和40年から給水を開始している。また、工業用水の供給に加え、渋川市上水道への原水供給も受託しており、地域の産業活動のみならず生活水の安定確保にも一定の役割を果たしている。

施設の概要としては、利根川表流水を取水した後、原水調整池で砂や泥等の不純物を沈降させ、凝集沈澱池等で濁りの除去及びpHの調整を行った上で、配水池から各需要家へ送水する系統となっている。汚泥については天日乾燥床により乾燥処理を行っており、乾燥後は場外搬出する運用となっている。

組織は管理係及び浄水係の2係から構成され、管理係が工業用水道施設（土木）の保守管理、運転操作及び庶務を担当し、浄水係が工業用水道施設（電気・機械）の保守管理及び運転操作を担当している。これらの体制により、工業用水の安定供給と施設の適切な維持管理が図られている。なお、工業用水道事業に係る新設・更新等の建設事務については、水道課工業用水道係と連携して実施している。

#### 【渋川工業用水道事務所の主な基礎情報】

項目	内容
所在地	〒377-0204 群馬県渋川市白井 957
所管事業	群馬県工業用水道事業（渋川工業用水道）
供給区域	渋川市、前橋市、高崎市及び吉岡町の各一部
最大給水能力	120,000m <sup>3</sup> /日（1日最大）
水源	利根川表流水（渋川市の利根川右岸取水口）
料金制度	二部料金制（契約水量に応じた基本料金と、使用水量に応じた使用料金の合計）
主な組織	管理係、浄水係

渋川工業用水道事務所の給水区域及び送水システムの概要は、工業用水事業の給水図のとおりであり、渋川市、前橋市、高崎市及び吉岡町の各一部に対し、企業局が設置する取水口・浄水場・配水池及び配水管を通じて、工業用水が広域的に供給されている。

### (2) 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリン

グを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

### (3) 監査結果（指摘又は意見）

#### ① 仮登載固定資産の本資産登録時の処理漏れについて（指摘4）

固定資産の取得支出について、取得年度以前に支出した固定資産関係費用は、固定資産台帳に【仮登載】として資産登録され、本資産の取得による登録時に本登録の処理をするべきものであるが、当該処理が適切に行われておらず、固定資産台帳の修正が必要である。

#### (現状及び問題点)

令和5年度以前に仮登載されていた取得に係る諸費用の中に、令和6年度に取得した固定資産に関するものがあつた。この場合、本来は本登録資産と仮登載資産を合わせて本登録し、その上で仮登載資産を削除する必要があつた。実際の仮登載資産は以下のとおりとなつており、本登録資産と仮登載資産と両方計上されていた。

#### (仮登載資産)

資産 No	資産名称	日付	帳簿原価
0625	【仮登載】前 PAC 注入設備設計業務委託	令和 5.5.24	9,610,000 円

#### (本登録資産)

資産 No	資産名称	日付	帳簿原価
0651	前 PAC タンク	令和 7.3.17	10,818,000 円
0652	前 PAC タンク基礎	令和 7.3.17	3,750,800 円
0653	前 PAC ポンプ	令和 7.3.17	957,300 円
0654	前 PAC 水中ポンプ	令和 7.3.17	109,200 円
0655	前 PAC 制御盤	令和 7.3.17	156,900 円
0656	前 PAC 配管	令和 7.3.17	2,247,800 円

#### (改善策)

資産の取得による登録申請において、取得資産に関する仮登載の有無の報告及び確認を行うこと等により、仮登載処理された資産の処理が漏れなく行われるような仕組みを構築することが必要である。

## ② 耐震補強工事に係る資本的支出分の耐用年数の設定について（意見 18）

渋川工業用水道事務所における沈澱池の耐震補強工事に係る資本的支出分については、沈澱池本体の残存耐用年数等を考慮して、沈澱池に通常設定される耐用年数に比べて短く設定されている。これは組織内の照会手続を経て決定されており、また、個別事情を踏まえた耐用年数として一定の合理性はあると考えられる。

しかし、企業局の水道事務所や他の工業用水道事務所でも、耐震補強工事において上記のような耐用年数の設定を行っている組織は見られず、会計処理の整合性・公平性の面で課題がある。

今後は、統一的な耐用年数設定ルールを整備し、一貫した会計処理を行うことが望まれる。

### （現状及び問題点）

渋川工業用水道事務所が管理する固定資産に掛かる固定資産台帳を閲覧したところ、令和2年度から令和4年度にかけて実施された沈澱池の耐震補強工事に係る工事費が資本的支出として計上されており、耐用年数は22年から26年の範囲で設定されていた。この耐用年数は以下のようにして算定されたものである。

沈澱池本体の耐用年数 58年 ÷ 3 + 資本的支出時点の沈澱池本体の残存耐用年数

これについては、沈澱池本体の耐用年数が58年とされているものの、耐震補強工事の実施時点において、当該沈澱池は取得後約50年を経過しており、残存耐用年数が僅かであること、また、これまで大規模な改修工事等による特段の長寿命化措置が講じられていなかったこと等を踏まえ、耐震補強後においても沈澱池本体の耐用年数の3分の1程度にとどまるものと見込み、企業債の償還年限も考慮した上で決定したものであり、個別案件としては一定の合理性を有するものと考えられる。

しかしながら、耐震補強工事に係る資本的支出について、同様の耐用年数設定を行っている事例は他の工業用水道事務所や水道事務所では見受けられず、原則として当該施設本体と同一の耐用年数を適用している状況となっている。

このように、同種の工事内容でありながら、耐用年数の設定方法が事業所や案件ごとに異なっている状況は、会計処理の整合性及び公平性の観点から課題があると考えられる。

### （改善策）

耐震補強工事等の資本的支出に係る耐用年数の設定について、企業局内の他事業においても共通の論点となり得ることから、企業局内で統一的な考え方及び運用ルールを整備するとともに、今後の同種案件については当該ルールに基づき、適切かつ一貫性のある会計処理を行うことが望まれる。なお、必要に応じ、流域下水道事業においても、本意見で示した考え方の適用可能性を含め、取扱いを整理することが望まれる。

以下の③～⑥に係る事項については、渋川工業用水道事務所に限らず、東毛工業用水道事務所においても同様の事案が検出されている。このため、個別事務所の対応にとどめるのではなく、企業局全体として横断的に取り組むべき課題である。

### ③ 水防待機手当の導入について（意見 19）

夜間を含め、緊急時に備えた 24 時間体制での対応を行うための水防待機について、現在は何らの手当等も支払われていないが、24 時間体制での待機が必要という特殊性、待機する職員の心理的・精神的負担を踏まえれば、何らの手当等も支払わないという現状を改め、何らかの手当等の支払を検討すべきである。

#### （現状及び問題点）

渋川工業用水道事務所においては、毎年 6 月 1 日から 10 月 31 日までを「水防待機期間」と定め、土日祝日を含め、1 日当たり 2 名体制（1 名が正担当者、もう 1 名が副担当者。）で待機している。待機時間は当番日の午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までの 24 時間である。①渋川市内に大雨警報又は洪水警報が発令された場合、②警報が発令されていない場合でも取水濁度が 500 度以上（令和 6 年度までは 300 度以上）になった場合、③その他所属長が必要と認めた場合に、待機者が出動することとされている。

渋川工業用水道事務所においては、8 名の職員で待機名簿を作成しているため、副担当の日も含めれば、原則として 3 日おきに待機日が訪れることとなる。

そして、待機日に関しては、出動することとなった場合には賃金が支払われるが、出動せずに終わった日に関しては、賃金や手当等は一切支払われていない。

実際に待機者が出動を行った回数は、令和 5 年度は 0 回、令和 6 年度は 4 回であり、待機期間が 6 月 1 日から 10 月 31 日までの 153 日間あることからすれば、出勤率は低い。また、待機時間中の過ごし方は原則として自由であることからすれば、待機時間は労働時間とまではいえないものと考えられる。

しかしながら、夜間も含めて 24 時間、土日や祝日においても待機しなければならないという負担は大きいものと考えられる。また、実際に出動とははならずとも、雨が降り続けているときや台風が接近しているときなど、出動が想定される場合には、待機者は天気予報等を常に意識しなければならないものと思われ、このような場合の職員の心理的・精神的負担は決して小さくない。

#### （改善策）

夜間を含め、緊急時に備えた 24 時間体制での対応が必要という特殊性、待機する職員の心理的・精神的負担を踏まえれば、何らの手当等も支払わないという現状を改め、何らかの手当等の支払を検討すべきである。

#### ④ 水防待機体制に基づく出勤時の手当について（意見 20）

通常業務とは別に、夜間・早朝時間帯に緊急時に緊急対応を行った職員に対する何らかの手当の支給を検討すべきである。

##### （現状及び問題点）

水防待機体制に基づき、実際に出動となった場合には、出動の連絡を受けてから業務が終了するまでの間を労働時間として、賃金が支払われている。1日8時間ないし週40時間を超える部分に関しては時間外の割増賃金が、深夜早朝時間帯については深夜早朝の割増賃金が支払われているが、それ以上の手当等の支払はなされていない（なお、水防待機による出動を行った際に特殊勤務に携わった場合には、同特殊勤務に対する特殊勤務手当（日額460円）は支給されるが、特殊勤務に携わらなかった職員に対しては支給されない。）。

令和6年度においては、4回の出動が実施されたが、その出動発令時刻及び待機解除時刻は以下のとおりであった。

	出動発令時刻	待機解除時刻
1	平日午前7時28分	同日午後6時10分
2	平日午前3時51分	同日午前8時45分
3	金曜日午後3時05分	翌土曜日午前4時05分
4	日曜日午後11時37分	翌月曜日午前6時05分

令和6年度の出動はいずれも1名ずつであったが、取水口ゲート操作が必要となる場合には複数名が出動する必要がある。令和7年度においては、深夜早朝時間帯に同時に4名（出動発令時刻午後8時17分、解除時刻翌日午前1時ないし午前3時）が出動となった日もあった。

深夜早朝時間帯に出動した場合において、翌日が就業日である場合、職員自らが就業日である翌日に有給休暇を申請・取得するなどして調整を行うケースもあるが、同時に複数名が出動した場合など、翌日の調整が困難な場合にはそのまま出勤となることもある。

緊急対応を行った際には労働基準法の規定に則った適切な時間外の割増賃金が支払われていることからすれば、このような現状の対応が違法とはいえないが、緊急対応を行った職員の負担、本来であれば自由に利用できるはずの有給休暇を申請・取得するなどして調整しなければならない負担等を考えれば、緊急対応を行った職員に対する何らかの手当を検討する必要があるものとする。

##### （改善策）

通常業務とは別に、夜間・早朝時間帯に緊急時に緊急対応を行った職員に対する何らかの手当の支給を検討すべきである。

#### ⑤ 水防待機体制に基づく出勤時の通勤手当の追加支給について（意見 21）

通常の勤務日とは別に、水防待機体制に基づいて出動した職員に対しては、同出勤日に対する追加の通勤手当の支給を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

渋川工業用水道事務所においては、毎年6月1日から10月31日までを「水防待機期間」と定め、土日祝日を含め、1日当たり2名体制（1名が正担当者、もう1名が副担当者）で待機している。そして、水防待機体制に基づき、実際に出動となった場合には、出動の連絡を受けてから業務が終了するまでの間を労働時間として賃金が支払われているが、緊急で追加勤務することになった日の追加の交通費として通勤手当等は支払われていない。

実際に待機者が出動を行った回数は、令和5年度は0回、令和6年度は4回と、出勤率は高くないが、実際に出動となった場合には、通常の勤務日から引き続いて緊急出勤ないし緊急出勤から引き続いて通常勤務を行わない限り、追加で交通費が掛かっていることは事実である。

このように、実際に出費があるものに関しては、何らかの手立てを行うことが適切であるものとする。

### (改善策)

通常の勤務日とは別に、水防待機体制に基づいて出動した職員に対しては、同出勤日に対する追加の通勤手当の支給を検討すべきである。

## ⑥ 私用の携帯電話の利用に関するガイドラインの作成について（意見 22）

私用の携帯電話の利用に関する統一的なルールの作成、導入を検討すべきである。また、ルールの作成、導入に当たっては、企業局全体として検討を行うことが望ましい。
-------------------------------------------------------------------------------

### (現状及び問題点)

渋川工業用水道事務所には、3台の公用携帯電話が配置され、巡視業務を行う場合等通常業務時に活用されている。他方で、業務時間外の緊急対応が必要な場合の出動の連絡等に関しては、公用の携帯電話ではなく、各職員の私用の携帯電話を利用して行われている。

全ての職員に対して公用の携帯電話を配備することは、費用等の関係から困難な側面もあると考えられるところ、業務時間外に緊急的な対応が必要となる場合に職員が私用の携帯電話を利用することはやむを得ないものと考えられ、この点が不当であるとは考えられない。

しかしながら、現在、企業局においては、私用の携帯電話の業務使用に関する統一的なルールは定められておらず、また、私用の携帯電話を業務に利用した場合の費用負担に関する定めも定められていない。

令和7年度において、電話転送サービスの試験導入が実施されているようであるが、本格導入の時期・態様については、現段階では定められていない（なお、試験導入に当たっては、「緊急時のみ」の利用を想定している職員は対象外とされている。）。

私用の携帯電話を業務に利用することは、費用等の問題から職員に負担が生ずることになるのみならず、行政の情報漏洩防止の観点からしても一定の問題があるものと言わざるを得ない。

### (改善策)

私用の携帯電話の利用に関する統一的なルールの作成、導入を検討すべきである。また、ルールの作成、導入に当たっては、企業局全体として検討を行うことが望ましい。

## 5. 東毛工業用水道事務所

### (1) 東毛工業用水道事務所の概要

東毛工業用水道事務所は、企業局が実施する工業用水道事業（東毛工業用水道）の拠点であり、群馬県太田市高林南町に所在する浄水場である。利根川表流水を水源として浄水処理を行い、東毛地域の3市5町の工場や企業に対し、1日最大12万8千5百m<sup>3</sup>の工業用水を供給する能力を有しており、工業活動を支える基盤的なインフラとして、なお重要かつ不可欠な事業となっている。

東毛工業用水道は、かつて地下水を水源としていた「太田大泉尾島地区工業用水道企業団」による給水や各企業の自家用井戸により賄われていた工業用水について、企業進出に伴う需要の増加と地下水位低下・地盤沈下への懸念を背景として、利根川表流水を水源とする新たな工業用水道として整備されたものであり、昭和53年10月に給水を開始している。地下水依存から表流水への転換を図ることにより、地下水の保全と地盤沈下の防止を図りつつ、東毛地域の産業基盤を支えることを目的としている。もっとも、近年は、大口の工業用水利用者であった製造業者の撤退や生産体制の見直し等により、契約水量・実際の使用水量はいずれもピーク時から減少しており、施設能力に対する利用率の低下が続いている。このことは、東毛地域の産業構造の変化を反映するものであると同時に、工業用水道事業の料金収入や将来の設備更新の在り方に影響を及ぼす要因となっている。

施設の概要としては、群馬県と埼玉県の間境に架かる刀水橋上流約1キロメートルの利根川左岸の取水口から表流水を取水し、沈砂池や沈澱池における土砂・濁質の除去及びpH調整等の浄水処理を行った上で、配水池・高架水槽から各受水企業へ送水する系統となっている。汚泥については天日乾燥床により乾燥処理を行っており、乾燥後は場外搬出する運用となっている。

組織は管理係、浄水係及び建設係の3係から構成され、管理係が工業用水道施設（土木）の保守管理、運転操作及び庶務、浄水係が工業用水道施設（電気・機械）の保守管理及び運転操作、建設係が工業用水道施設（土木及び建築関係）の保守管理、建設工事の工程計画・予算管理・総合調整をそれぞれ担当している。これらの体制により、工業用水の安定供給と施設の適切な維持管理が図られている。

#### 【東毛工業用水道事務所の主な基礎情報】

項目	内容
所在地	〒373-0827 群馬県太田市高林南町 1-7
所管事業	群馬県工業用水道事業（東毛工業用水道）
供給区域	太田市、館林市、伊勢崎市、大泉町、邑楽町、明和町、板倉町及び千代田町（3市5町）
最大給水能力	128,500m <sup>3</sup> /日（1日最大）

水源	利根川表流水（刀水橋上流約 1 キロメートルの利根川左岸取水口）
料金制度	二部料金制（契約水量に応じた基本料金と、使用水量に応じた使用料金の合計）
主な組織	管理係、浄水係、建設係

東毛工業用水道事務所の給水区域及び送水系統の概要は、工業用水道事業群馬県内給水区域図のとおりであり、太田市、館林市、伊勢崎市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の 3 市 5 町の受水企業に対し、企業局が設置する取水口・浄水場・配水池及び配水管を通じて、工業用水が広域的に供給されている。

## （２）実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリングを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

## （３）監査結果（指摘又は意見）

### ① 見積手続の過程で特定業者を除外する理由の記録・保管について（意見 23）

東毛工業用水道給水管整備（板倉 NT 産業用地 F-2 区画）工事の見積りの手続の途中で特定の業者を除外していたが、その理由が記録されていなかった。  
手続の透明性を確保するために、その理由を記録・保管する必要がある。

### （現状及び問題点）

東毛工業用水道給水管整備（板倉 NT 産業用地 F-2 区画）工事について、まず建設業者の A 社、B 社及び C 社の 3 社に下見積りを依頼し、このうち A 社の単価を設計単価として採用した。その後、2 回目の下見積りを実施するに当たり、依頼先を B 社、C 社及び D 社の 3 社に変更し、この段階で A 社は除外された。そして、この 2 回目の下見積りの結果、D 社の単価が設計単価として採用された。最終的に B 社、C 社及び D 社の 3 社に対して本見積りを依頼した。

ここで、2 回目の下見積り以降の段階で A 社が除外された理由について確認したところ、A 社の経営事項審査の有効期限が切れていたためであることが判明した。しかしながら、A 社を除外した理由についての記録が残されておらず、手続の透明性と説明責任の確保が問題となっている。

### （改善策）

見積りの手続の途中で特定の業者が除外される場合、その理由と日付等を記録し、根拠となる資料のコピー等を保存する必要がある。これらの書類等は見積り関連の文書一式とセットで保管する必要がある。

## ② 契約の相手方決定過程の事後的検証について（意見 24）

継続的な保守管理等が必要となる委託契約を締結するに当たり、当初の契約の相手方の選定をプロポーザル方式で行った場合には、その後の単年度の保守管理委託契約の資料にもそのことが分かるような記載等を行っておくことが望ましい。また、その導入の時期等も単年度の契約資料に記載しておくことがより望ましいものとする。

### （現状及び問題点）

令和6年度において締結された検針システム保守管理委託契約は、一者随意契約の形式で契約がなされていた。システムを構築した業者以外に保守管理を委託することができないというのがその理由である。

当初のシステム導入時において、継続的な保守管理費用を考慮して委託業者を選定したのかどうかをヒアリング時に聴取したところ、令和5年度にプロポーザル方式で業者を選定しており、その際に継続的な保守管理費用も含めて検討の上決定したことが確認された。

しかしながら、令和6年度の契約関係資料には、前年度にプロポーザル方式で委託業者を選定した旨の記載はなされていなかった。

契約担当者が毎年引き継ぎを行っていくことにより、契約の相手方の決定過程に関する情報共有は行うことができるものとも考えられるが、全ての契約について、漏らすことなく詳細に引き継ぎを行うことは困難であり、また、誤りが生ずるリスクがあるものと考えられる。

さらに、事後的検証の観点からすれば、契約の適切性がすぐに判断できるように、プロポーザル方式での契約の相手方決定後の経過期間等も記載されていることが望ましい。

### （改善策）

継続的な保守管理等が必要となる委託契約を締結するに当たり、当初の契約の相手方の選定をプロポーザル方式で行った場合には、その後の単年度の保守管理委託契約の資料にもそのことが分かるような記載等を行っておくことが望ましい。また、その導入の時期等も単年度の契約資料に記載しておくことがより望ましいものとする。

## ③ 取水リスクを踏まえた取水施設整備方針の早期明確化と投資の優先順位付けについて（意見 25）

東毛工業用水道事業では利根川水位低下に伴う取水リスクが顕在化し得るため、取水口の新設・改良等によるリスク低減策について整備方針と実施時期を早期に明確化し、他の施設整備と併せて優先順位を付して計画的に対応することが求められる。

### （現状）

東毛工業用水道事業については、取水口が設置されている利根川左岸区間において、近年の河床低下や濁水傾向等の影響により、水位が低下する傾向がみられる。実際に、下記の表のとおり、取水ポンプの運転に支障を来す水位（0.6m未満）を下回る日数が、増加している年度も確認される状況にある。

### 【東毛工業用水道事業における契約水量と取水状況の推移（H27～R6）】

年度	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水量 (日平均,m <sup>3</sup> / 日)	契約に対する 給水量比 (%)	契約ベース必 要水位未満日 数(日)	0.60m未満日 数(日)
平成27年度	91,882.0	43,116.0	46.9	0.0	0.0
平成28年度	91,528.0	42,733.0	46.7	0.0	0.0
平成29年度	91,793.0	41,291.0	45.0	0.0	0.0
平成30年度	90,675.0	41,664.0	45.9	102.0	8.0
令和元年度	84,617.0	40,197.0	47.5	20.0	7.0
令和2年度	85,628.0	37,644.0	44.0	31.0	15.0
令和3年度	85,324.0	36,663.0	43.0	27.0	2.0
令和4年度	83,734.0	36,476.0	43.6	85.0	10.0
令和5年度	83,900.0	35,049.0	41.8	149.0	32.0
令和6年度	83,241.0	34,461.0	41.4	28.0	0.0

※ なお、将来的な懸念はあるものの、現時点では給水状況及び取水状況から、直ちに取水不能となる状況にはないことを確認している。

県は、当該区間の水位低下に対し、河川管理者である国土交通省と情報共有や意見交換を行い、水位の回復に向けた方策について協議を重ねている。

#### （問題点）

上記の水位低下は、契約水量を前提として算定した必要取水水位を満たさない日が一定程度生じていることを意味しており、このまま必要な対策を講じない場合には、契約上の給水を継続的かつ安定的に確保できないリスクが顕在化するおそれがある。

また、利根川全体の治水・利水のバランスや他の利水者への影響等を踏まえると、当該区間のみの水位を恒常的に上昇させるような抜本的な水位改善策を講ずることは現実的ではない。したがって、中長期的に契約上の給水を確保する観点からは、取水施設側で取水リスクを軽減するための施設整備を計画的に実施することが不可欠である。

他方、東毛工業用水道事業においては、大口の工業用水利用者であった製造業者の撤退や生産体制の見直し等により、契約水量及び実際の使用水量はいずれもピーク時から減少しており、施設能力に対する利用率の低下が続いている。需要面の変化は、事業収支や将来の管路更新、浄水施設耐震化等への対応に影響を及ぼす要因であるものの、これを理由として必要な取水設備の整備を先送りすることは、受水企業との契約で予定する供給水量の確保が困難となるリスクを高める結果となる。

#### （改善策）

東毛工業用水事業は、東毛地域に集積する工業団地や製造業の活動を支える基盤的インフラとして、依然として重要かつ不可欠な役割を担っている。県は、受水企業等のステークホ

ルダ－の状況並びに老朽管路更新及び浄水施設耐震化等の進行中の事業計画を踏まえ、利根川の水位動向を注視しつつ、契約水量の推移及び今後の見通し（契約水量に対する給水量比の低下傾向を含む。）を整理する必要がある。

その上で、契約上の給水を安定的に確保する観点から、取水施設の整備方針及び実施時期を早期に明確化するとともに、取水口の新設・改良等によるリスク低減策を、他の施設整備も含め限られた人員体制の下で優先順位を付して、投資計画に具体化し、計画的に整備することが求められる。